



熊本県公報

第12768号
平成30年10月23日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定 (障がい者支援課) 1
- 道路の区域変更 (道路保全課) 2
- 漁船保険付保義務の消滅(岱明加入区) (団体支援課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止 (//) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 (//) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (//) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (//) 5
- 道路の供用開始 (道路保全課) 5
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村計画課) 5
- 公共測量の実施 (監理課) 5
- 農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可 (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可 (//) 7
- 登 載 依 頼**
- 古物営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則 (警察本部生活環境課) 7
- 自動車教習所の名称変更に伴う熊本県公安委員会告示の一部改正 (警察本部運転免許課) 7
- 指定講習機関の名称変更 (//) 8
- 運転免許取得者教育認定を受けた自動車教習所の名称変更 (//) 8
- 平成30年度第6回熊本県いじめ防止対策審議会の開催 (いじめ防止対策審議会) 8

告 示

熊本県告示第817号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
リハビリテーション科	山上 二郎	医療法人社団平成会天草厚生病院 天草市有明町小島子1360番地	平成30年9月 26日
眼科	大場 久美代	たけだ眼科クリニック 人吉市南泉田町39番地	平成30年9月 26日
整形外科	篠原 道雄	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成30年9月 26日
外科	中野 章	社会医療法人黎明会美里リハビリテーション病院 下益城郡美里町洞岳1308番地	平成30年9月 26日

熊本県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字軍見坂	前	13.3	123.0	活力創出基盤
		138番1地先から同所		50.5		
		136番1地先まで	後	13.3	151.0	
				50.5		

2 区域を変更する期日 平成30年10月23日

熊本県告示第819号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年10月21日熊本県告示第996号で公示した岱明加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年10月20日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ふくろ町薬局	八代市袋町1-41	平成30年4月30日

熊本県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーション山都	上益城郡山都町北中島505-5	平成30年4月1日

熊本県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定によ

り次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひらやま医院	荒尾市増永2737-3	平成30年8月31日

熊本県告示第823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
いつき薬局	住 所		平成30年6月1日
	八代市田中北町13-11	八代市田中西町1-3-5	
山鹿いちご薬局	住 所		平成30年7月1日
	山鹿市大橋通1207	山鹿市大橋通608番地	

(訪問看護)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーションみどり	住 所		平成30年6月1日
	荒尾市荒尾4186番地15	荒尾市増永2620番地	
訪問看護ステーション愛生会	住 所		平成30年7月1日
	人吉市二日町22番地	人吉市南泉田町89番地	

熊本県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
こだま小児科クリニック	八代市長田町3184-1	平成30年5月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおぞら薬局 嘉島店	上益城郡嘉島町北甘木2094番1	平成30年7月1日
光の森ごふく薬局	菊池郡菊陽町光の森3-3-7	平成30年7月2日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
加藤歯科医院	菊池市七城町砂田1492-3	平成29年3月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション天草	天草市小松原町12番19号 Mセレーノ天草103号	平成30年7月1日
訪問看護ステーション蓮	宇城市松橋町萩尾2037番地1	平成30年8月1日

熊本県告示第825号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山口地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱28号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱28号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	大尼田字前田	1072
2	〃	〃	1101
3	〃	〃	1101
4	〃	〃	1110-1
5	〃	〃	1124
6	〃	大尼田字山口	1147
7	〃	〃	1144-1
8	〃	〃	1144-1
9	〃	〃	1144-1
10	〃	〃	1182-1
11	〃	〃	1182-1
12	〃	〃	1195-1
13	〃	〃	1190-7
14	〃	〃	1190-7
15	〃	〃	1190-7
16	〃	〃	1186-1
17	〃	〃	1186-1
18	〃	〃	1178
19	〃	〃	1162-1
20	〃	〃	1162-3
21	〃	〃	1161-1
22	〃	〃	1160
23	〃	大尼田字前田	1125
24	〃	〃	1115
25	〃	〃	1113-2
26	〃	〃	1112-1
27	〃	〃	1068
28	〃	〃	1070

熊本県告示第826号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社荒尾介護システム	荒尾介護システム訪問看護ステーション	熊本県荒尾市大平町三丁目4番地	平成30年10月15日	訪問看護

熊本県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社荒尾介護システム	荒尾介護システム訪問看護ステーション	熊本県荒尾市大平町三丁目4番地	平成30年10月15日	介護予防訪問看護

熊本県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町本字瀧井手 3367番1地先から 天草市本町本字萬所 3684番1地先まで	49.2	単橋改 (迂回路 設置)

2 供用を開始する期日 平成30年10月23日

公 告

熊本県公告第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営南関東地区（東谷工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南関東地区（東谷工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年10月24日から平成30年11月20日まで
- 縦覧場所
南関町役場
和水町役場

熊本県公告第643号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点設置）	平成30年10月15日から 平成31年 3月19日まで	八代市古麓町地内他

熊本県公告第644号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字内野624番 ほか6筆
農事組合法人元白 旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1 898番1ほか1筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市役犬原字横溝1496番1ほか8 筆
農事組合法人水穂 やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市一の宮町中通字鞍掛860番ほか 4筆

2 認可年月日

平成30年10月16日

熊本県公告第645号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高田 誉	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字前無田539番ほか1 筆
高田 誉	八代市鏡町中島	八代市鏡町有佐字土穴1203番1
岩本 浩幸	八代市北原町	八代市北原町字東北原55番
農事組合法人ファ ームやっこ	八代市井揚町	八代市沖町字四番割3474番ほか3筆
坂崎 久敏	八代市沖町	八代市沖町字四番割3474番ほか2筆
鞍本 敏男	八代市沖町	八代市沖町字四番割3528番1
農事組合法人おこ ば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字麓3901番1
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字井手ノ口3538番1 ほか8筆
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2374番1ほ か2筆
大石 萬	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鳥居松1633番1 2ほか1筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字一武字万吉原2830番

		10
田浦 孝利	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字加幸599番1ほか2筆
浅生 今治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字永井田654番1
深水 博之	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字土木園903番
新野 郷助	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字茶園971番
永井 英治	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田西字屋敷田221番1ほか3筆

2 認可年月日
平成30年10月16日

熊本県公告第646号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1288番ほか7筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1530番ほか2筆
株式会社満石	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡相良村大字川辺字七折1501番
有限会社西村牧場	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1281番ほか6筆
有限会社西村牧場	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1275番1ほか10筆
荒川 隆司	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1253番

2 認可年月日
平成30年10月16日

登載依頼

熊本県公安委員会規則第6号

古物営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月23日

熊本県公安委員会委員長 高 木 絹 子

古物営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則
古物営業法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条」を「第6条第1項若しくは第2項」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項第3号中「第6条」を「第6条第1項又は第2項」に改め、同条第3項第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

別記様式第3号中「第 条」を「第 条第 項」に改める。

別記様式第4号中「古物営業法」の次に「（昭和24年法律第108号）」を加え、「第6条

を「第 条第 項」に改める。

第24条

附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。

熊本県公安委員会告示第32号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）及び平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第17号（熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付場所）の一部を次のとおり改正し、平成30年10月23日から施行する。

平成30年10月23日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

次に掲げる告示の規定中「荒尾第二自動車学校」を「荒尾自動車学園」に改める。

- (1) 平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）2(5)、3(1)、3(2)、4、7及び10の表荒尾第二自動車学校（荒尾市万田946番地1）の項
- (2) 平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第17号（熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付場所）1の表荒尾第二自動車学校（荒尾市万田946番地1）の項

熊本県公安委員会告示第33号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市万田946番地1 狩野 雅之	荒尾第二自動車学校 荒尾市万田946番地1	取消処分者講習 初心運転者講習	特定講習の業務を行う事務所の名称	荒尾自動車学園	平成30年10月1日

熊本県公安委員会告示第34号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年10月23日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市万田946番地1 狩野 雅之	荒尾第二自動車学校 荒尾市万田946番地1	使用する施設の名称	荒尾自動車学園	平成30年10月1日

熊本県いじめ防止対策審議会公告第6号

平成30年度第6回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年10月23日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時
平成30年10月25日（木）
午前9時00分から午前11時20分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁西側事務棟 第1会議室
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会

事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。

6 その他

今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)